

新婚世帯を応援！新生活のスタートアップの費用を補助します

令和7年度 新発田市結婚新生活支援補助金 募集要項



【目次】

1. 事業の概要	P.2
2. 補助対象者・対象経費	P.2
3. 補助金の額	P.3
4. 補助金の申請受付期間・申請方法	P.3
5. 補助金の交付決定・補助額の確定・支払い	P.6
6. 年度内の申請が困難な場合の対象者認定について	P.6
7. 対象経費が年度をまたぐ場合の継続補助について	P.7
8. 交付決定の取消、返還について	P.8

問合せ先、申請受付窓口

新発田市 みらい創造課 ライフデザイン係（新発田市役所5階）
新発田市中央町3丁目3番3号 電話(0254)28-9531
メール mirai@city.shibata.lg.jp

1. 事業の概要

新婚世帯を対象に、結婚に伴う住宅取得や賃借、リフォーム、引越しに係る費用の一部を補助します。

2. 補助対象世帯 ・ 対象費用

(1) 対象世帯

令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻した以下の要件をすべて満たす世帯

- (1) 夫婦共に新発田市に住民登録し、申請する住宅に同居している。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下。
- (3) 夫婦の令和6年分の合計所得金額が500万円未満。
※夫婦の双方または一方が、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得から令和6年分の年間返済額を控除することができます。
- (4) 補助金の交付日から2年以上継続して新発田市に居住する意思がある。
- (5) 夫婦の双方または一方が過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない。
- (6) 夫婦共に市税を滞納していない。
- (7) 新発田市 U・I ターン促進住宅支援事業補助金(家賃補助)を受けていないこと。
- (8) 世帯員が暴力団等の反社会的勢力でなく反社会的勢力との関係を有していない。

(2) 対象経費

婚姻に伴い令和7年4月1日～令和8年3月10日までの間に支払いを行った以下の費用

住居費(賃貸)

結婚に伴い賃借した住宅の賃料、共益費、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む)、仲介手数料。

※駐車場代、鍵交換代、ハウスクリーニング代などオプションに当たる費用は対象外です。

※夫婦の一方が婚姻前に契約し居住していた住宅に他方が後に居住した場合は、同居開始後(住民票における夫婦の住所が同一になった日以降)に支払った費用が対象となります。

住居費(購入)

結婚に伴い取得した住宅の購入費(新築・中古)、工事請負費(新築のみ)

※土地の購入費は対象外です。

※婚姻日以前に取得した住宅の場合、婚姻日前1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。

※住宅の取得費用を融資金からハウスメーカー等に支払った場合は、ローン契約に基づく金融機関へのローン払い(住宅ローン手数料及び利息を除く。)が対象です。

住宅のリフォーム費用

婚姻に伴い住宅の機能維持・向上を図るために行ったリフォーム(修繕、増築、改築、設備更新等)に係る工事費用

※車庫、倉庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外です。

※婚姻日以前に住宅のリフォームを実施した場合にあっては、婚姻日前1年以内に婚姻を機として実施したリフォームであること。

※住宅のリフォーム費用を融資金からハウスメーカー等に支払った場合は、ローン契約に基づく金融機関へのローン払い(住宅ローン手数料及び利息を除く。)が対象です。

□ 引越費用

結婚に伴い取得または賃借した住宅や、夫婦の一方が居住していた住宅への引越費用のうち引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費。

3. 補助金の額

①夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の夫婦

1世帯当たり60万円を上限に、実際に支払った経費を補助します。

②夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下で上記①以外の夫婦

1世帯当たり30万円を上限に、実際に支払った経費を補助します。

※経費の合計が30万円または60万円に満たない場合はその額(千円未満切り捨て)が補助額となります。

※勤務先から住宅手当や経費に係る補助、他の公的補助を受けている場合はその額を控除します。

※生活保護を受給している場合は、担当ケースワーカーにご相談ください。

4. 補助金の申請受付期間・申請方法

(1) 申請受付期間

令和7年7月1日～令和8年3月10日

(受付時間 8時30分～17時15分、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く)

※事業の予算上限に達し次第受付を終了します。申請により予算を確保しますので、婚姻後はお早めにご申請ください。

※期間を過ぎる場合は、ご相談ください。

(2) 申請方法

【申請から振込までの流れ】※()部分は市で行うもの

交付申請→(交付決定)→実績報告兼請求→(補助金額の確定・振込)

※交付申請する時点で対象経費の支払いが全て完了している場合は、交付申請と実績報告兼請求を同時に行うことができます。その場合、添付書類の一部を省略できます。

※年度内に補助上限額に達しない場合であっても、年度内に実績報告兼請求が必要です。

上限額との差額は、次年度に再度申請と実績報告兼請求を行うことで受給できます。

(下記7参照)

① 交付申請

要件に該当するか確認し、以下の書類をみらい創造課ライフデザイン係(市役所5階)へ提出してください。

※FAX や郵送での提出はできません。

※申請書類はみらい創造課窓口で配布しているほか新発田市のホームページからもダウンロードできます。

※申請される前に、対象要件や添付書類等について、事前にみらい創造課へお問合せください。

【交付申請書類】

1. 全員が提出するもの

- 新発田市結婚新生活支援補助金交付申請書(第1号様式)
- 内訳計算書(任意様式)
- 同意書兼誓約書(第2号様式)
- 夫婦の婚姻日が確認できる書類(婚姻届受理証明書等)
- 住民票の写し(夫婦双方の住所、世帯主、続柄が記載されたもの)
- 夫婦双方の所得証明書(市区町村が発行する所得を証明するもの)

※令和6年中の所得を示す証明書

令和7年1月1日時点の住所地で発行

令和7年1月1日時点に住所のあった市町村名 _____

(=上記の自治体から取得してください。)

※取得する自治体に誤りがないようご注意ください。

- 夫婦双方の市税に未納がないことがわかる証明書(市区町村が発行する完納証明書)

令和6年1月1日時点の住所地で発行

令和6年1月1日時点に住所のあった市町村名 _____

(=上記の自治体から取得してください。)

※取得する自治体に誤りがないようご注意ください。

- 事業に関するアンケート

<各種証明書の種類・交付窓口・料金について> ※窓口・手数料は新発田市の場合

証明書等の種類		※窓口	※手数料
①②のいずれか1部 (夫婦双方の記載があるもの)	①戸籍抄本 ※本籍のある市町村で交付	市民生活課 (新発田市役所1階)	450円/通
	②婚姻届受理証明 (戸籍届受理証明書) ※婚姻届を提出した市町村で交付		350円/通
夫婦双方の記載があるもの1部	住民票謄本 ※申請する住宅に居住している証明 ※世帯主・続柄の記載があるもの ★マイナンバーでのコンビニ発行可		300円/通
<u>夫婦の分</u> <u>それぞれ1部ずつ</u>	①市・県民税所得証明書 R6年中の所得証明書 ★マイナンバーでのコンビニ発行可 (新発田市から取得の場合)	①税務課 ②収納課 (新発田市役所3階)	300円/件
	②未納がないことがわかる証明書		300円/件

2. 住居費(賃借)を経費として申請する場合に提出するもの

- 住宅手当の支給金額が分かる書類(対象期間内の直近の給与明細書など)又は住宅手当支給証明書(第9号様式)
※夫婦双方が給与所得者の場合はそれぞれ提出が必要。
※勤務先から手当を受けていない場合も提出が必要。
- 住宅の賃貸借契約書の写し
※契約日、金額、借主・貸主双方の捺印を確認できるもの

3. 住居費(取得)を経費として申請する場合に提出するもの

- 住宅の売買契約書または請負契約書の写し
※契約日、金額、買主・売主双方の捺印を確認できるもの
- ローン契約書等の写し及びローン払いの内訳が確認できる返済予定表等の写し
(ローン契約により住宅を購入、新築した場合に限る。)

4. 住居のリフォーム費を経費として申請する場合に提出するもの

- リフォーム工事の見積書
※実績報告を同時にする場合は不要
- ローン契約書等の写し及びローン払いの内訳が確認できる返済予定表等の写し
(ローン契約により住宅をリフォームした場合に限る。)

5. 引越費用を経費として申請する場合に提出するもの

- 引越に係る見積書または引越し費用が確認できる書類
※実績報告を同時にする場合は不要

6. 該当者のみ提出するもの

- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
※1年間の返済額を控除することで世帯合計所得額500万円を下回る方のみ
※夫婦に貸与型奨学金の返済を行っている人がいる場合
- その他市長が必要と認める書類

※交付申請時点で対象経費の支払いが完了している場合は下記③実績報告の書類も提出してください。

②変更申請

交付決定を受けた後、交付申請の内容に変更が生じたときは、下記の書類を提出してください。

- 新発田市結婚新生活支援補助金交付変更申請書(第6号様式)
- 変更する内容を確認できる書類

③実績報告

対象経費の支払いが完了したら、以下の書類を新発田市みらい創造課ライフデザイン係(市役所5階)へ提出してください。

※FAX や郵送での提出はできません。

※報告書類はみらい創造課窓口で配布しているほか新発田市のホームページからもダウンロードできます。

【報告書類】

1. 全員が提出するもの

- 新発田市結婚新生活支援補助金実績報告書兼請求書(第8号様式)
- 振込先口座の通帳の写し

※実績報告時には、支払先、支払日及び支払金額がわかる領収書又は通帳の写しを添付すること。(クレジット払いの場合は、クレジット会社の支払明細書及び通帳の写しを添付すること。)

2. 住居費(賃借)を経費として申請した場合に提出するもの

- 賃貸に係る経費の領収書の写し

※補助対象期間に支払った賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料の総額と内訳が確認できるもの

- 住宅手当の支給金額が分かる書類(対象期間内の直近の給与明細書など)又は住宅手当支給証明書(第9号様式)

3. 住居費(取得)を経費として申請した場合に提出するもの

- 住宅取得に係る経費の領収書の写し

※土地代、各種手続き手数料等は除く

- 銀行や住宅金融公庫等にローン(借入)し、売主へ支払った場合は、金融機関へのローン支払に係る領収書又は通帳の写し

4. 住居のリフォーム費を経費として申請した場合に提出するもの

- リフォーム工事に係る経費の領収書の写し

- 銀行や住宅金融公庫等にローン(借入)し、売主へ支払った場合は、金融機関へのローン支払に係る領収書又は通帳の写し

5. 引越費用を経費として申請した場合に提出するもの

- 引越費用に係る領収書の写し

6. 該当者のみ提出するもの

- その他市長が必要と認める書類

5. 補助金の交付決定・補助額の確定・支払い

交付申請書類を市が受理した後、その内容を審査し、交付を決定した場合は、申請者へ「新発田市結婚新生活支援補助金交付決定通知書」を郵送します。

実績報告書兼請求書を市が受理した後、その内容を審査し、補助金の額を確定し、申請者へ「新発田市結婚新生活支援補助金確定通知書」を郵送します。補助金確定の通知後、30日以内に、請求書に記載の指定口座へ補助金を振り込みます。

※審査には2週間程度かかります。

6. 対象経費が年度をまたぐ場合の継続補助について

家賃等の経費を申請するにあたり、年度内に補助上限額に達しない場合(補助上限額に達するまでに年度をまたぐ場合)は、受給した年度の次年度に限り、再度申請及び実績報告兼請求をすることで、上限額の残額分を継続して補助します。申請の際、前年度に提出した書類により必要事項が確認できる場合は、添付書類の一部を省略することができます。

【申請から振込までの流れ】 ※()部分は市で行うもの

令和7年度 交付申請→(交付決定)→実績報告兼請求→(補助金額の確定・振込)

令和8年度 継続補助申請→(継続補助決定)→実績報告兼請求→(補助金額の確定・振込)

※交付申請する時点で対象経費の支払いが全て完了している場合は、交付申請(継続補助申請)と実績報告兼請求を同時に行うことができます。その場合、添付書類の一部を省略できます。

令和7年度

※3ページ目「交付申請書類」に記載の書類を提出してください。

令和8年度

【継続交付申請書類】

- 新発田市結婚新生活支援補助金交付申請書(第1号様式)
- 内訳計算書(任意様式)
- 同意書兼誓約書(第2号様式)
- 住宅手当の支給金額が分かる書類又は住宅手当支給証明書(第9号様式)

7. 令和7年度内の申請が困難な場合の対象者認定について

対象要件の該当者で、婚姻日が年度末であるなどの理由で年度内に交付申請を行うことが困難な場合、次年度における対象者の認定を受け、婚姻した年度の次年度に限り継続補助申請が可能です。

【申請から振込までの流れ】 ※()部分は市で行うもの

令和7年度 対象者認定→(認定)

令和8年度 継続補助申請→(継続補助決定)→実績報告兼請求→(補助金額の確定・振込)

令和7年度

【対象者認定申請書類】

- 新発田市結婚新生活支援補助金交付対象者認定申請書(第4号様式)
- 同意書兼誓約書(第2号様式)
- 夫婦の婚姻日が確認できる書類(婚姻届受理証明書等)
- 住民票の写し(夫婦双方の住所が記載されたもの)
- 夫婦双方の所得証明書(市区町村が発行する所得を証明するもの)

※令和7年度課税分(令和6年中の所得)

- 夫婦双方の市税に未納がないことがわかる証明書(市区町村が発行する完納証明書)

<下記書類は該当者のみ提出>

- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類

令和8年度

【継続補助申請書類】

- 新発田市結婚新生活支援補助金交付申請書(第1号様式)
- 内訳計算書(任意様式)
- 同意書兼誓約書(第2号様式)
- 住宅手当の支給金額が分かる書類又は住宅手当支給証明書(第9号様式)
- 新発田市結婚新生活支援補助金交付対象者認定通知書(※)

※対象者認定後に市から郵送するものです。

※継続補助申請する時点で対象経費の支払いが全て完了している場合は、継続補助申請と実績報告兼請求を同時に行うことができます。その場合、添付書類の一部を省略できます。

8. 交付決定の取消、返還について

補助金の申請において偽りその他不正があったと認めた場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。また補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは補助金の返還を命じることがあります。